

第59回憲法と平和を考えるつどい

憲法9条——政府による否定と 実現をめざす市民のとりくみ

自民党「新憲法草案」の危険な内容とねらい—建国記念の日に考える

講師：網屋喜行氏（鹿児島県立短期大学名誉教授）

日時：2006年2月11日（土）10～12時
場所：宮崎市民プラザ・大会議室



主催：日本科学者会議宮崎支部、宮崎民主法律家協会
協賛：憲法と平和を守る宮崎県連絡会



講師プロフィール

網屋 喜行（あみや よしゆき）
1936年1月 京都市生まれ
1962年3月 早稲田大学大学院法学研究科
修士課程（労働法）修了
2001年6月 鹿児島県立短期大学名誉教授
2005年3月 「かごしま9条の会」幹事



第59回憲法と平和を考えるつどい 2006年2月11日

憲法9条—政府による否定と実現をめざす市民のとりくみ

網屋 喜行

はじめに

憲法公布60年と政府による相次ぐ憲法の否定

- ex { 1948年 公務員のストライキ権剥奪
1950年 警察予備隊の設置
1967年 紀元節(1872年—1947年)
～「建国記念の日」として復活
1999年 「日の丸・君が代」の法制化
03年 東京の公立学校で強制と処分

§ 1 何故、私は憲法9条を守るのか

- 3つの意義 { ①日本再出発の原点
②国内外の戦争犠牲者に対するお詫びの表明（資P1）
③戦争のない世界実現の手掛け——現在世界が注目

- 守るのは2項 { 1項——不戦条約・国連憲章に由来し、他国憲法に類例あり
2項——日本独自の規定で世界的先見性もつ

§ 2 9条「空洞化」の56年と自民党新憲法草案の「自衛軍」構想

1. 憲法制定議会における政府の9条解釈（資P2）

2. 9条「空洞化」の56年（資P3,P4）

- 「空洞化」の根源 { 自衛隊の存在（1950年～）
米軍の駐留（1952年～）

3. 9条「空洞化」の到達点

- 1) 軍事費

4兆9160億円（04年度——世界第4位）

- 2) 現勢

陸上自衛隊 14万7000人 11個師団

海上自衛隊 4万4000人 140隻39万8000トン

航空自衛隊 4万5000人 480機（海自機含む）

- 3) 最近の10年で急速に「国内で戦争のできる軍隊」として、ほぼ完成

①アメリカとの軍事同盟

{ 駐留許容——現行安保条約 § 6 (旧条約 § 1)

共同防衛——条約 § 5

後方支援——周辺事態法, テロ特措法, イラク特措法

後方支援とは, 作戦部隊の後方にあって, 作戦を支援する機能で, 補給・整備・交通・衛生などを含み, 軍事力の一部として, 戰力発揮を支える重要な地位 (防衛大学校防衛学研究会編 軍事学入門)

②海外派遣——PKO協力法, テロ特措法, イラク特措法

③有事立法——武力攻撃事態対処法, 対処関連法 (国民保護法など)

4. 9条「空洞化」を支える政府の解釈

①自衛権 個別的——否定していない

集団的——許されない

②自衛隊

「自衛のため必要最低限度の実力」(専守防衛力) で, 9条の禁止する戦力ではない

③海外への { 派兵——できない

派遣——許されない訳ではない

5. 政府解釈の3つの限界 (資P5)

限界の突破には9条改悪の必要

6. 自民党新憲法草案の「自衛軍」構想 (資P6, P7, P8)

1) 草案の「自衛軍」条項

①9条

現在の1項 (戦争などの放棄) ——維持

2項 (戦力の不保持など) ——削除

②9条の2 (追加)

I. わが国の平和・独立, 国・国民の安全確保のために自衛軍の保持

最高指揮権者=首相

II. 任務遂行に対する国会の承認その他の統制事項——法律で定める

III. 自衛軍の任務

①平和・独立等の確保

②国際社会の平和・安全確保のための国際協調活動 } 法律で定める

③緊急事態における公秩序維持等の活動 }

IV. 自衛軍の組織・統制事項——法律で定める

③76条の3 (追加)

下級裁判所として, 軍事裁判所の設置——法律で定める

2) 草案の狙い

自衛隊 { 憲法上の存在として追認

「海外で戦争のできる軍隊」に仕立てる

{ 9条2項削除 ↔ 3制約の除去 }

9条の2追加 ↔ 交戦権の取得

交戦権とは, 一国が国際法上交戦国としても権利の総称. ex. 相

手国戦力の破壊・報復. 相手国領土の占領. 占領地に対する行政.

こうして9条は変質し, 日本国憲法は普通の憲法に

§ 3 日米安保条約と2+2による合意「日米同盟の変革・再編」

1. 日米安保条約と米軍の駐留（資P 9, P 10）
 - { § 5 — 駐留許容 → 地位協定 → 関連国内法
 - § 6 — 共同防衛
 - 周辺事態法・武力攻撃事態法
 - テロ特措法, イラク特措法
 2. 日米2+2による合意
 - 1) 2+2とは何か
条約§4に基づく「安全保障協議委員会」
 - { 日 — 外相, 防衛庁長官
 - 米 — 国務長官, 国防長官
 - 2) 合意の正式名称
「在日米軍再編中間報告」ではなく「日米同盟 未来のための変革と再編」
 3. 「合意」の内容（資P 11, P 12, P 13, P 14）
 - 1) 地域・世界の共通戦略目標の確認
 - { 国際テロの防止
 - 大量破壊兵器の不拡散
 - 2) 日米安保体制の今後のあり方（資P 15）
目標達成のため
両国は迅速, 効果的, 緊密に対処する
 - 3) 在日米軍・関連自衛隊の再編
 - ①再編 — 「米軍の世界的再編」の一環
 - ②在日米軍と自衛隊との一体性強化
指揮系統, 訓練, 運用において
 - ③在日米軍の再編計画（資P 16）
沖縄 — 名護市沿岸部での新基地建設など
 4. 「合意」と自民党新憲法草案との関係
草案 — 合意での自衛隊の役割拡大に対し, 憲法上の保障付与
 5. 「合意」が9条にもたらすもの
更なる「空洞化」へ

§ 4 9条の実現をめざす市民の最近のとりくみ

1. 改悪阻止のために
 - 1) 自衛隊のイラク派遣反対
集会・デモ行進
自衛隊官舎へのビラ入れ（立川市で3名逮捕。高裁の「逆転有罪」判決）
元防衛政務次官箕輪登氏など5600氏の「派遣違憲訴訟」の提起（全国12か所）

2) 9条の会

04年 6月 大江健三郎、加藤周一など9氏のアピール（資P17）

05年12月 全国の地域・職場・専門分野で4079組織

(宮崎——25, 鹿児島——44)

3) 沖縄など全国各地の「在日米軍再編」反対運動

新田原基地——日米共同使用基地へ国、町長間の協定で米軍の恒久的使用禁止
鹿屋基地——自衛隊専用基地へ国、市長の意見聴取しない方針

2. 9条の現実化めざして

1) 地域での実現——大阪市などの「無防備地域条例」制定運動（資P18）

{ ジュネーブ4条約追加第1議定書§59I——無防備地域への攻撃禁止（資P19）
国連・国際刑事裁判所規程§8IIbV——無防備地域への攻撃=戦争犯罪

2) 全国レベルでの実現——「非武装永世中立論」の提起（資P20）

大阪経済法科大学 澤野義一教授など

～元同志社総長 田畠忍博士の「永世中立論」を継承

むすび

今や、9条をめぐる「綱引き」は大詰めに

そこで、憲法の以下の条文を心に刻んでおこう

{ §97 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。
§12前段 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。

日本国民の犠牲者数

軍人・軍属などの戦死者	230万	6億1500万(40万×140万)の一説など、統計不確実
民間人の国外での死亡	30万	116万の遺骨未帰還
国内での空襲等による死者	50万以上	
総計	310万人以上	

(太平洋戦全国戦災都市空爆犠牲者慰靈協会の調査にもとづく厚生省資料)

cf. 全沾害死年々 ① 空襲被害年々	敵機撃墜 敵機被撃	35 13800名 16 4000名 35 120000名
------------------------	--------------	-------------------------------------

日本の侵略によるアジア諸国の犠牲者

国名	死者数(人)	発表機関・根拠等
中国	1000万以上	「中国の人権状況」
		中国国务院
	2000万	中国社会科学院
	200万	1945年の独立宣言
ベトナム	400万	サンフランシスコ講和会議での発言
インドネシア	111万	対日賠償要求
フィリピン	1938	
インド	150万	政府任命飢餓調査委員会
ニュージーランド	1万1625	政府公表
オーストラリア	2万3365	政府公表
泰西鉄道建設	7万4025	英國調査
朝鮮	20万以上	強制連行などによる死者・行方不明者をやくむ〔推定〕

■ 第九条は直接には自衛権を否定しないが、自衛権の活動としての戦争も交戦権も放棄した

吉田茂内閣総理大臣（第一次）（昭和二一年六月一六日衆議院帝国憲法改正本会議）



自衛権に付ての御尋ねであります。戦争拠棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定はして居りますが、第九条第一項に於て一切の軍備と國の交戦権を認めない結果、自衛権の活動としての戦争も、又交戦権も拠棄したものであります。從来近年の戦争は多く自衛権の名に於て戦われたのであります。横州事變然り、大東亜戦争亦然りであります。今日我が國に対する疑惑は、日本は好戦国である、何時再軍備をして復讐戦をして世界の平和を脅かさないとも分らないと云うことが、日本に対する大なる疑惑であり、又誤解であります。……又此の疑惑は誤解であるとは申しながら、全然根柢のない疑惑とも言われない節が、既往の歴史を考えて見ますと、多々あるのであります。故に我が國に於ては如何なる名義を以てしても交戦権は必ず第一自ら進んで拠棄する、拠棄することに依つて全世界の平和の確立の基礎を成す、全世界の平和愛好國の先頭に立て、世界の平和確立に貢献する決意を必ず此の憲法に於て表明したいと思うのであります。（拍手）之に依つて我が國に対する正当なる誤解を進むべきものであると考えるのであります。平和団体が確立せられたる場合に、若し侵略戦争を始める者、侵略の意思を以て日本を侵す者があれば、是は平和に対する冒犯者であります。全世界の敵であると言ふべきであります。世界の平和愛好國は相倚り相持えて出の冒犯者、此の敵を克服すべきものであるのであります。（拍手）茲に平和に対する國際的義務が平和愛好國若しくは國際団体の間に自然生ずるものと考えます。（拍手）

■ 国家正当防衛権による戦争を認めるることは有害である

吉田茂内閣総理大臣（昭和二一年六月一六日衆議院帝国憲法改正本会議）

戦争拠棄に関する憲法草案の条項に於かれまして、國家正当防衛権に依る戦争は正当なりとやらるゝ所であるが、私は斯くの如きりとを認むるにとが有害であると思うのであります。（拍手）近年の戦争は多くは国家防衛権の名に於て行はれたるゝに特著なる事実であります。故に正当防衛権を認むるにとが個人戦争を誘発する所以であると思うのであります。又交戦権拠棄に関する草案の条項の期する所は、國際平和団体の樹立にあるのであります。國際平和団体の樹立に依つて、凡ゆる侵略を目的とする戦争を防止しようとするのであります。併しながら正当防衛に依る戦争が若しありとするならば、其の前提に於て侵略を目的とする戦争を目的とした國があることを前提としなければならぬのであります。故に正当防衛、國家の防衛権に依る戦争を認むると云うことは、個人戦争を誘発する有害な考えであるのみならず、若し平和団体が、國際団体が樹立された場合に於きましては、正当防衛権を認むると云う」とそれ自身が有害であると思うのであります。御意見の如きは有害無益の議論と私は考えます。（拍手）

年表：9系空調化。56年(1945～89年)

年表：9系空冷化①56年（1990~2005年）

96 - ①本“资金、技术、产品”输出，建立合资公司
 93 - ②为工业热能提供能力，系统将发展
 95 - ③本“商船下管路”（本公司）

新行国际有限公司

④ 热能、技术

97	4月	①本“热能、技术”输出
98	2月	②本“热能、技术”输出
99	4月	③本“热能、技术”输出
00	1月	④本“热能、技术”输出
01	1月	⑤本“热能、技术”输出
02	1月	⑥本“热能、技术”输出
03	1月	⑦本“热能、技术”输出
04	1月	⑧本“热能、技术”输出
05	1月	⑨本“热能、技术”输出
06	1月	⑩本“热能、技术”输出
07	1月	⑪本“热能、技术”输出
08	1月	⑫本“热能、技术”输出
09	1月	⑬本“热能、技术”输出
10	1月	⑭本“热能、技术”输出
11	1月	⑮本“热能、技术”输出
12	1月	⑯本“热能、技术”输出

(热能、技术、资金)

(热能、技术、资金)

③本“热能、技术”输出

④本“热能、技术”输出

⑤本“热能、技术”输出

⑥本“热能、技术”输出

⑦本“热能、技术”输出

⑧本“热能、技术”输出

⑨本“热能、技术”输出

⑩本“热能、技术”输出

⑪本“热能、技术”输出

⑫本“热能、技术”输出

⑬本“热能、技术”输出

⑭本“热能、技术”输出

⑮本“热能、技术”输出

⑯本“热能、技术”输出

年表：9系空冷化①56年（1990~2005年）

96 - ①本“资金、技术、产品”输出，建立合资公司
 93 - ②为工业热能提供能力，系统将发展
 95 - ③本“商船下管路”（本公司）

新行国际有限公司

④ 热能、技术

97	4月	①本“热能、技术”输出
98	2月	②本“热能、技术”输出
99	4月	③本“热能、技术”输出
00	1月	④本“热能、技术”输出
01	1月	⑤本“热能、技术”输出
02	1月	⑥本“热能、技术”输出
03	1月	⑦本“热能、技术”输出
04	1月	⑧本“热能、技术”输出
05	1月	⑨本“热能、技术”输出
06	1月	⑩本“热能、技术”输出
07	1月	⑪本“热能、技术”输出
08	1月	⑫本“热能、技术”输出
09	1月	⑬本“热能、技术”输出
10	1月	⑭本“热能、技术”输出
11	1月	⑮本“热能、技术”输出
12	1月	⑯本“热能、技术”输出

(热能、技术、资金)

(热能、技术、资金)

③本“热能、技术”输出

④本“热能、技术”输出

⑤本“热能、技术”输出

⑥本“热能、技术”输出

⑦本“热能、技术”输出

⑧本“热能、技术”输出

⑨本“热能、技术”输出

⑩本“热能、技术”输出

⑪本“热能、技术”输出

⑫本“热能、技术”输出

⑬本“热能、技术”输出

⑭本“热能、技术”输出

⑮本“热能、技术”输出

⑯本“热能、技术”输出

11 ①本“热能、技术”输出

年表 ④ 国际化

03 1月 ①本“热能、技术”输出

02 1月 ②本“热能、技术”输出

01 1月 ③本“热能、技术”输出

01 1月 ④本“热能、技术”输出

01 1月 ⑤本“热能、技术”输出

01 1月 ⑥本“热能、技术”输出

01 1月 ⑦本“热能、技术”输出

01 1月 ⑧本“热能、技术”输出

01 1月 ⑨本“热能、技术”输出

01 1月 ⑩本“热能、技术”输出

01 1月 ⑪本“热能、技术”输出

01 1月 ⑫本“热能、技术”输出

01 1月 ⑬本“热能、技术”输出

01 1月 ⑭本“热能、技术”输出

01 1月 ⑮本“热能、技术”输出

01 1月 ⑯本“热能、技术”输出

02 1月 ①本“热能、技术”输出

02 1月 ②本“热能、技术”输出

02 1月 ③本“热能、技术”输出

02 1月 ④本“热能、技术”输出

02 1月 ⑤本“热能、技术”输出

02 1月 ⑥本“热能、技术”输出

02 1月 ⑦本“热能、技术”输出

02 1月 ⑧本“热能、技术”输出

02 1月 ⑨本“热能、技术”输出

02 1月 ⑩本“热能、技术”输出

02 1月 ⑪本“热能、技术”输出

02 1月 ⑫本“热能、技术”输出

02 1月 ⑬本“热能、技术”输出

02 1月 ⑭本“热能、技术”输出

02 1月 ⑮本“热能、技术”输出

02 1月 ⑯本“热能、技术”输出

正味は9条、年譜は一3の記述

(関連2)

(参・予算委2.10.22)
(工藤法制局長官答弁)

5 たが、43条で、そういうときに特別協定に従つて各国が利用させることを約束するというような規定もございます。国連憲章の第7章に基づく国連軍といふのは、現在のところまだ、第7章の42条、43条といつたところの国連軍は現実のものとなっておりません。したがいまして、我が国がこれに関与するその仕方あるいは参加の態様といふものが現実の姿となつていな以上、明確な形で申し上げるわけにはまらないと思います。

ただ、こういうことだけは申し上げられるということで、從来思考過程あるいは研究過程といふことで申し上げましたが、まず、……自衛隣につきましては、我が国の自衛のための必要最小限度の実力組織である、そういう意味におきましていわゆる憲法9条に違反するものではない、ということは從来から申し上げてきております。

これから派生するといいますか、そういう自衛隊の存在理由からまいりまして3つだけ、まずその系といいますか、そういう形で申し上げらるると思うんですが、まず、武力行使の目的を持つて武装した部隊、これを他国の領土、領海、領空に派遣するという、いわゆる海外派兵と言つておりますが、この海外派兵は一般に自衛のための必要最小限度を超えるものだ、かように観念できますので、憲法上許されないということを申し上げてきているわけでございます。

②

それから次に、集団的自衛権、これは今総理も申されましたか、自國と密接な関係にある外國、これに対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されいないにもかかわらず実力をもつて阻止する権利、かようには定義いたしますと、我が国は国際法上こういう権利を持つていることは主權国家といふ意味におきまして当然ではございませんけれども、その権利を行使することは、先ほど出ました憲法9条のもとで許されている我が国を防衛するため必要最小限度、こういうことの範囲を超えるものであって憲法上許されない、これが從来の解釈だらうと思います。

③

それから3番目に、国連の平和維持活動を行う從来のいわゆる国連軍と称されるものがござります。これはさまざまなかたちがござりますので一概に言うわけにはまいりませんが、その中で、その目的、任務が武力行使を伴うものであればこれに参加することが許されない、これも從来申し上げてきているところかと思ひます。

④

そのような憲法9条あるいはそれに関連する事項の解釈なり適用、こういうものを積み重ねてきているわけですが、こういうものから推論いたしますと、任務が我が国を防衛するものと言えないのである、いわゆるというとか、正規のと申しますか、そういう国連憲章上の国連軍に自衛隊を参加させること、これについては憲法上の問題が確ろ、こういうふうなことを申し上げたところでございます。

自民党「新憲法草案」

(前文)

日本国民は、自らの尊厳と決意に基づき、下記を以てして、こ
こに新しい憲法を制定する。

象徴天皇制は、これを維持する。また、国民主権と民主主義、
自由主義と基本的人権の尊重及び平和主義と国際協調主義の

基本原則は、不変の価値として継承する。

日本国民は、眞面目な國民たる性質をもつて、自由を尊重し、民主主義をもつ
て、自ら主張する権利を有し、自由かつ公正で活力ある社会の

発展と国基準の充実を図り、教育の振興と文化的な開拓と組
合員の発展を重視する。

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を真実に願
い、他國といふものの実際のため、協力し合う。国際社会にお
いて、眞面目の性質をもつて、圧迫や人権侵害を根絶せ
るため、不斷の努力を行う。

日本国民は、自然との共生を真似に、自國のみならず世界が
そのなし地球の環境を守るために力を尽す。

日本国憲法

(前文)

日本国民は、正直に選挙された国会の立法権者を通じて創
られしわが国の子孫のために、諸国民の権利を成る所と、わが國全土
にわたつて自由のための憲法を確保し、政府の行使につつて其の戦争の
権限を起つてのなまやかにひいひいを發揮し、ことに主権が国民に存す
るといふを旨とし、この権限を發揮する。それゆゑ國政は、國民の権限の管
理者にあつて、その権限は國土に由来し、その権限は國民の代表
者者がこれを行つて、その権限は國土からこれを享受する。これは人権尊重の
原則である。この権限は國の権限に基くものである。われらは、これに
反する一切の権限が、法律から除外されるべきである。

日本国民は、眞人の和平を尊び、人間相互の關係を尊重する最高の理
想を兼ね自身あるのでありて、和平を尊ぶる諸國民の公正と信義に眞似し
て、われらの安全と生存を尊重しんがんを發揮した。われらは、和平を維持し
し、眞面目にして、田舎と農業を基上の永遠に續けてしきうし努力して、國
際社会に貢献して、世界の和平をもたらしん願う。われらは、全世界の國
民が、わんぱく交際しあふべからず、昇進のためには生存する権利を有す
るといふを確立す。

われらは、わが国の國民が、自國のいのちの命をもつて國を經營して
はならないのでありて、政治道德の表現は、眞面目なものであり、この法
則に定めんば、自國の生種を維持し、他國に攻撃國体に立たうとする各
國の實力じめりむ。

日本国民は、眞の内情にゆけ、余力をもつての最高大理想の目をを
達成する所とす。

第一章 安全保障

第九条 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を真
実に求し、國權の運動による戦争と武力による威嚇又は武力
の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永くこれを放
棄する。

第九条の二 我が國の平和と秩序を並びに國及び國民の安全を
確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする自衛軍を保
持する。

2 自衛軍は、前項の規定からの生れを差すための活動
を行つにつき、法律のためのいじりたり、國会の審議その他
の制限に服する。

3 自衛軍は、第一項の規定からの生れを差すための活
動のほか、法律の定めるいじりたり、國際社会の平和と安全
を確保するための国際平和協調について行われる活動及び緊急事態
における自衛隊を維持し、又は國民の生命若しくは自由を守
るために活動を行つてはならない。

4 前二項に定めるほか、自衛軍の組織及び編制に關
する事項は、法律で定める。

第一章 戰争の放棄

第九条 1 日本国は、正義と秩序を基調とする国際平和を真実に希
求し、國權の運動による戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛
争を解決する手段としては、永くこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の軍隊は、これを保持し
ない。國の公敵は、これを認めない。

第六章 司法

(裁判所と司法権)

第七十条 第3項 軍事に属する裁判所たるため、法律の定める
じいじいの下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。

(最高裁判所の裁判官)

第七十九条 2 最高裁判所の裁判官は、その生後、法律の
定めるいじりたり、國民の審査を受けなければならぬ。

5 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受
けける。この報酬は、在任中、やむを得ない事由による法律をも
つて行つた場合にあって、裁判官の職務執行の事由を審査するをそ
れがなくとも除き、報酬あるいは受けまい。

第九章 改正

第九条 この憲法の改正は、衆議院が上院議院の議員の
三分の一をもつて上院議院の議員の過半数の賛成で国会が議決し、
は国民に提請してその議論を経なければなりない。この議論に
は特別の国民投票によつてその過半数の賛成が要せり。

第六章 司法

(重罪裁判所の裁判官)

第七十九条 2 重罪裁判所の裁判官の生後、その生後終るまでに行はれ
て行はれたる裁判は、國民の審査に付し、その後十年を経過した後初め

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この
報酬は、在任中、やむを得ない事由による法律をもつて行つた場合にあって、

第九章 改正

第六条 1 この憲法の改正は、衆議院の議員の三分の一をもつて
て国会が、これを議論し、國民に提請してその議論を経なければなら
ない。この議論には、特別の国民投票又は国会の定める選舉の際にはれる
投票において、その過半数の賛成を必要とする。

自民党「新憲法草案」

第三章 国民の権利及び義務

(国民の義務)

第十二条 この憲法は国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によって、保証せらるべきものなり。国民はこれを尊重してせらるべきものとする。自由及び権利とは實質及ぶ精神が生つべき事実なり。また公私交際の秩序に反しない限り自由を享受し、権利を行ふる事実を負う。

(個人の尊重)

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福を以てする國の権利について、公私交際の秩序に反しない限り、其の他の國の上に、最大の尊重を蒙る。

(個人情報の保護)

第十九条の二 何人も、自己に關する情報を不正に取得され、保有され、又は利用せられぬ。

2 運営の継続性を保つべきものなり。

(信教の自由)

第二十条 憲教の自由は、何人かしての尊重する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祭典、禮拝又は行事に參與することを強制されぬ。

3 國内外公共団体は、本邦の宗教を尊重して、宗教的儀式を有する教會組織の組合を認可せり。宗教的儀式を有する特定の宗教に対する尊重、同様にして傳道又は宣誓し、其の外に宗教的儀式を有する他の宗教に対する尊重も認められることを准許せらるべきものなり。

(國内外の宗教の保護の義務)

第二十一条の二 國は、国内外の宗教につき國政を諮詢する権利を負う。

(國の環境保全の義務)

第二十五条の二 國は、國民が良好な環境の享受を尊重するといふがために、その保全に努めねばならない。

(財産権の尊重)

第二十九条 財産権は、その財産に付随して起きた國政を受ける権利を有する。

1 貢献

2 財産権の内容は、公私交際の秩序に反しない限り、法律で定める。この場合において、財産権については、國民の貢献度の向上に随伴する財産の実現に留意しなければならない。

第四章 国会

(衆議院の解散と衆議院議員の選舉権、特別会議及び參議院の緊急集会)

第五十四条 第十九条の場合は、他の衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する。

(衆議院の定期会)

第五十六条 2 衆議院の解散は、各々の衆議院の三分の一以上の出席がなされたときに行われる。

(国務大臣の議院開設と議院閉鎖)

第六十三条 2 内閣総理大臣以下の他の國務大臣は、若非又は説明のため議院への出席を免められたいため、議院の進行あるを停止しない場合を除き、議院を離れる。王座つけはできない。

(政策)

第六十四条の二 (政策) 國は、政策が議会に国民主主義に不可欠の存在であるといふにかかわらず、その政策の公正の確保及びその健全な發展に努めねばならない。

2 政策の政治活動の自由は、制限してはならない。

3 前二項に規定するもののほか、政策に関する事項は、法律で定める。

第五章 内閣

第六十五条 (内閣の行政府) 行政府は、この憲法に特別の定める場合を除き、内閣に属する。

第七一条 (内閣総理大臣の職務) 内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その機会調整を行ふ。

日本国憲法

第三章 国民の権利及び義務

(自由・権利の保障の尊重の禁止)

第二十三条 この憲法は國民に保障する自由及び権利は、國民の不斷的努力によって、保証せらるべきものなり。又、國民は、これが適用してはならない限りの下に、常に公私の権利のためにしたる作用する責任を負ふ。

(個人の尊重・幸福追求権・公共の権利)

第二十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求権に対する國民の権利について、公共の権利に反しない限り、其をその他の國民の上に、最大の尊重を蒙る。

(宗教信教及び思想からの自由)

第一八条 何人も、いかなる宗教を採用せらるべきものなり。又、犯罪に因る場合を除いては、その眞理に付する者は別に問われない。

(思想及び良心の自由)

第一九条 思想及び良心の自由が、いかにも尊重せらるべきものなり。

(信教の自由)

第二十条 1 信教の自由が、何人かしての尊重が認められる。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、禮拝又は行事に参加するかしないを強制されない。

3 國及びその権限は、宗教信教の他にかかる宗教活動を制限せらるべき集会・結社・表現の自由、通信の秘密

第二一条 1 集会・結社及び言論、出版その他の表現の自由が、これ尊重する。

2 檢査は、いかにもしてはならない。通信の秘密が、いかにも取つてはならない。

(生存権)

第二五条 1 すべて國民は、健康的又は適度の生活を営む権利を有する。

2 國は、すべての生存権について、社会福祉、社会保険及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(財産権)

第二九条 1 財産権は、いかにもしてはならない。

2 財産権の内容は、公共の権利に適合するかしないに、法律(民法第一編)でこれを定める。

3 私有財産は、正当な理由なしに、ただくればために用ひるべからざるときは、これを没収する。

4 財産の没収は、正当な理由なしに、ただくればために用ひるべからざるときは、出資しなければならない。

5 財産を留保する場合は、何時も其の権利にて理存するための権限に由附するといふべきである。又、弁文は留保のため出資を求めるされたときには、出資しなければならない。

(政治の規定なし)

第六五一条 行政権は、内閣に属する。

第七十二条 内閣総理大臣及び内閣を率いて議院を國会に提出し一般

する。國及び外交關係につき國会に報告し、並びに行政各部を理存監督する。

第五章 内閣

(内閣の行政府)

第六十五条 行政府は、内閣に属する。

第七十二条 内閣総理大臣及び内閣を率いて議院を國会に提出し一般

する。國及び外交關係につき國会に報告し、並びに行政各部を理存監督する。

第七章 財政

(財政の基本原則)

第六条 第六三 国の財政を処理する権限は、國会の議決に基いて行つて行なわなければならない。

第六条 第二 当該会計年度開始前に前項の議決がなかつたときは、内閣は、法律の定めるところにより、同項の議決を終るまでの間、必要な支出をするといふべきである。

第六条 第三 前項の規定に付くべき支出については、内閣は、事後に国会の承認を得なければならない。

(公の財産の支出及び利用の規制)

第六九条 公金その他の公の財産は、第二〇条第三項の規定による制限を超えて、宗教的活動を行う組織または団体の使用に供する場合を除いて、宗教的活動を行なう組織または団体の使用によってはならない。

第六九条 第二 公金その他の公の財産は、国においては公共団体の運営に及ぼない慈善、教育もしくは社会の事業に対して支出し、またはその利用に供してはならない。

第六九条 第三 内閣は、国の収入支出の決算について、すべて毎年会計監査院の検査を行ひ、法律の定めるところにより、次の年度にその検査報告とともに国会に提出し、その承認を要するにければならない。

第八章 地方自治

第六九二条 第一 (地方自治の本旨) 地方自治は、住民の参画を基本とし、住民に責任を行政を自主的、自立的かつ効率的に実現することを目指して行つ。

第六九二条 第二 住民は、その属する地方自治体の業務の提供を行つて受けける権利を有し、その負担を公正に分担する義務を負う。

第六九二条 第三 (地方自治体の運営等) 地方自治体は、基礎的地方自治体及びこれを包括し補完する上級地方自治体とする。地方自治体は、地方自治の本旨に基づき、適切な分割分担を踏まえて、相互に協力しなければならない。

第六九四条 第一 (地方自治体の財務及び国との財政調整) 地方自治体の運営は、その分担する税収及び責任に応じ、条例の定めどおりにその運営する地方税のほか、当該地方自治体が自主的に行使を委ねるいかなる財産をもってその財源に充てるなどを基本とする。

第六九四条 第二 2 國は、地方自治の本旨及び前項の趣旨に基づき、地方自治体の行うべき債務の提供が確保されるよう、法律の定めるとこころにより、必要な財政上の措置を講ずる。

第六九五条 第二 3 第二項の規定は、地方自治について適用する。

第七章 財政

第六三条 国の財政を処理する権限は、國会の議決に基いて、これを行はなければならぬ。(歳金性の規定なし)

第六三条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、國会に提出して、その審議を行ひ議決を経なければならない。(2、3項なし)

第六九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用に便益若しくは維持のため、又は公の支配に屬しない慈善、教育若しくは社会の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第六九条 第二 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計監査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともにこれを国会に提出しなければならない。

第八章 地方自治

第六九三条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

第六九三条 第二 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

「安保法体系の仕組」

安保条約 (10条)

地位協定 (28条)

周連国内法

- § 2 - 政治経済の協力
- § 3 - 自衛力増強義務
- § 4 - 権限委任 → 各大臣は合意（外相・防衛大臣）
- § 5 - 相互防衛義務

共同作戦行動の義務

- ① 駐留目的
- ② 日本の安全

標的の平和と安全一事前協議制度
施設・区域の使用許諾

- ③ 地位協定による規律

基地
基地へ徴用
基地へ供給

§ 2 - 米軍の施設・区域使用権

施設 / 兵庫専用 - § 11 (1953年12月6日閣議)

任意契約

強制使用 ~ 土地使用等米軍特別措置法

日本政府任免 - 47

在日米軍基地の実態
基地の整理・縮小、本土移転
地位協定の見直し

刑事特別法 § 10 ~ § 19 (昭和4年)

公務外へ日本の参列 - 記録前へ米軍が身柄拘束、公務外に犯行の結果
(今月参り合意)

§ 17 - 刑事裁判権

§ 18 - 民事裁判権

§ 19 - 不法行為の訴訟

公務中～日本、請求権放棄
公務外～米、慰謝料支拂の決定権

司法行當からの損害へ民訴法による賠償請求

§ 23 - 米軍等の保護措置へ依頼

刑事特別法 § 2 ~ § 9 (昭和4年)
§ 2 - 基地への侵入不退去罪
§ 6 - 特許権侵害・機密漏洩罪

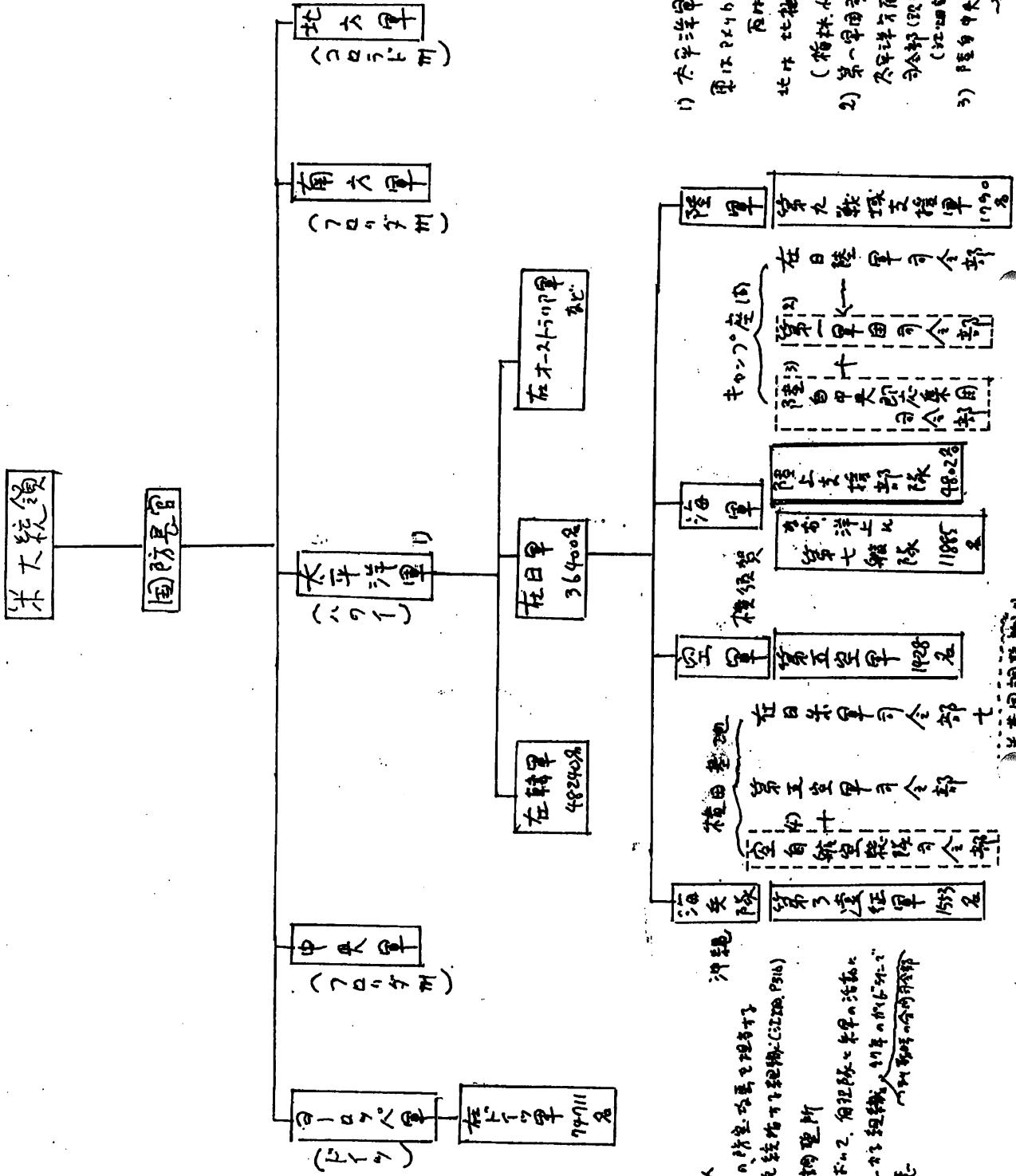
29年1月 - 55年6月(1971年)
合意書へ交換 - 在日米軍最高長官(日本代表)
駐留費負担、23分率会

§ 10 - 有効期間 (破棄通知後1年で終了)

合意書 (駐留費負担、23分率会)

合意書へ交換 - 在日米軍最高長官(日本代表)
駐留費負担、23分率会

左 日本軍 組編成と現狀



在日米軍事情報中間報告全文

I、概要

日本は、米軍の防衛力と日本の防衛力を強化するため、両者の連携を深めることで、平和と安全のための協力を行っている。また、両者の連携によって、日本の防衛力が向上し、米軍の防衛力も強化される。この報告書では、両者の連携の実績や今後の展望について述べる。

II、役割・任務・能力

日本は、米軍との連携によって、防衛力を強化する。また、両者の連携によって、日本の防衛力が向上し、米軍の防衛力も強化される。この報告書では、両者の連携の実績や今後の展望について述べる。

日本は、米軍との連携によって、防衛力を強化する。また、両者の連携によって、日本の防衛力が向上し、米軍の防衛力も強化される。この報告書では、両者の連携の実績や今後の展望について述べる。

3、二国間の安全 保障・防衛協力 において向上す べき活動の例

双方は、あらゆる側面で
二国間協力が、関連の安
全保障政策及び法律並びに
日本民間の取扱いについて強
化されなければならないこ
とを再確認した。後綱一任
務・能力の検討を通じ、双
方の双方は、あらゆる側面で
二国間協力が、関連の安
全保障政策及び法律並びに
日本民間の取扱いについて強
化されなければならないこ
とを再確認した。後綱一任
務・能力の検討を通じ、双

方は、以下の個別分野
において協力を向上させる
ことの重要性を強調した。
●防空
●隕道・サイル防衛
●抵敵に対する安全保障
機（PST）による抵
抗阻止活動
●テロ対策
●海上交通の安全を維持
するための機動揚海、海上
阻止行動その他の活動
●捜索・救援活動
●無人機（UAV）や哨
戒機により活動の能力を更
大性を増大することを含む
S R活動
●人道救援活動
●復興支援活動
●平和維持活動及び平和
維持のための他国の取組の
能力構築

●在日米軍施設・区域を
含む重要インフラの保護
●大量破壊兵器（WMD）
の廃棄及び除委を含む、大
量破壊兵器による攻撃への
対応
●補給・整備・輸送とい
う相互の後方支援活動。以
てにおける経済を相互に行う
ことの重要性がある。輸送協力
には航空輸送及び簡易輸送
（BLS）の能力によるもの
を含めた海上輸送を拡
大し、共に実施する上ぶ
含まれる。

E ●非難対応活動（N

の使用、医療支援その他關
連する活動にて、双方は、以
上に明記され
ない他の活動全般も同
盟の能力について引き続き
向上した。上述の項目は、更なる
重要なことを強調したものであり、可
能な協力分野を包括的に列挙
することは意図したもの
ではない。

4、二国間の安全 保障・防衛協力の 態勢を強化するた めの不可欠な措置

上述の役割・任務・能力
に関する検討に基づき双方
は、更に、新たな安全保
障環境において多様な譲
受けに対するため、二国間
の安全保障・防衛協力の態勢
を強化する目的で平時か
らの不可欠な措置を
以下のように定めた。ま
た、双方は、実効的な二国
間の協力を確保するため、
これまでの進捗に基づき、
後削・任務・能力を引き継
ぎ検討するとの重要性を
強調した。

●緊密かつ機密的な政策
及び運用面の調整、
双方は、定期的な政策及
び運用面の調整が、戦略的
の将来の変化や緊急事態

に対する同盟の適時かつ実
効的な力を向上させること
を認識した。双方は、以
上に明記され
ない他の活動全般も同
盟の能力について引き続き
向上した。上述の項目は、更なる
重要なことを強調したものであり、可
能な協力分野を包括的に列挙
することは意図したもの
ではない。

4、二国間の安全 保障・防衛協力の 態勢を強化するた めの不可欠な措置

上述の役割・任務・能力
に関する検討に基づき双方
は、更に、新たな安全保
障環境において多様な譲
受けに対するため、二国間
の安全保障・防衛協力の態勢
を強化する目的で平時か
らの不可欠な措置を
以下のように定めた。ま
た、双方は、実効的な二国
間の協力を確保するため、
これまでの進捗に基づき、
後削・任務・能力を引き継
ぎ検討するとの重要性を
強調した。

●緊密かつ機密的な政策
及び運用面の調整、
双方は、定期的な政策及
び運用面の調整が、戦略的
の将来の変化や緊急事態

に対する同盟の適時かつ実
効的な力を向上させること
を認識した。双方は、以
上に明記され
ない他の活動全般も同
盟の能力について引き続き
向上した。上述の項目は、更なる
重要なことを強調したものであり、可
能な協力分野を包括的に列挙
することは意図したもの
ではない。

4、二国間の安全 保障・防衛協力の 態勢を強化するた めの不可欠な措置

上述の役割・任務・能力
に関する検討に基づき双方
は、更に、新たな安全保
障環境において多様な譲
受けに対するため、二国間
の安全保障・防衛協力の態勢
を強化する目的で平時か
らの不可欠な措置を
以下のように定めた。ま
た、双方は、実効的な二国
間の協力を確保するため、
これまでの進捗に基づき、
後削・任務・能力を引き継
ぎ検討するとの重要性を
強調した。

●緊密かつ機密的な政策
及び運用面の調整、
双方は、定期的な政策及
び運用面の調整が、戦略的
の将来の変化や緊急事態

に対する同盟の適時かつ実
効的な力を向上させること
を認識した。双方は、以
上に明記され
ない他の活動全般も同
盟の能力について引き続き
向上した。上述の項目は、更なる
重要なことを強調したものであり、可
能な協力分野を包括的に列挙
することは意図したもの
ではない。

4、二国間の安全 保障・防衛協力の 態勢を強化するた めの不可欠な措置

上述の役割・任務・能力
に関する検討に基づき双方
は、更に、新たな安全保
障環境において多様な譲
受けに対するため、二国間
の安全保障・防衛協力の態勢
を強化する目的で平時か
らの不可欠な措置を
以下のように定めた。ま
た、双方は、実効的な二国
間の協力を確保するため、
これまでの進捗に基づき、
後削・任務・能力を引き継
ぎ検討するとの重要性を
強調した。

●緊密かつ機密的な政策
及び運用面の調整、
双方は、定期的な政策及
び運用面の調整が、戦略的
の将来の変化や緊急事態

に対する同盟の適時かつ実
効的な力を向上させること
を認識した。双方は、以
上に明記され
ない他の活動全般も同
盟の能力について引き続き
向上した。上述の項目は、更なる
重要なことを強調したものであり、可
能な協力分野を包括的に列挙
することは意図したもの
ではない。

4、二国間の安全 保障・防衛協力の 態勢を強化するた めの不可欠な措置

上述の役割・任務・能力
に関する検討に基づき双方
は、更に、新たな安全保
障環境において多様な譲
受けに対するため、二国間
の安全保障・防衛協力の態勢
を強化する目的で平時か
らの不可欠な措置を
以下のように定めた。ま
た、双方は、実効的な二国
間の協力を確保するため、
これまでの進捗に基づき、
後削・任務・能力を引き継
ぎ検討するとの重要性を
強調した。

●緊密かつ機密的な政策
及び運用面の調整、
双方は、定期的な政策及
び運用面の調整が、戦略的
の将来の変化や緊急事態

III、兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止する能力に対して追加的かつ効力を維持するとの共通の目標的な能力を提供する。

1、指針となる考え方

検討に当たっては、双方は二国間の役割・任務、能力建立についての検討を十分に慎重に進めており、日本には、日本及び米軍による軍事連携の指針となるいくつかの考え方を設定した。

●アジア太平洋地域における米軍のアレンジスは、その平和と安寧にとって、これら的目的たる向うであり、かつ、日本は、日本の施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。事務上の任務及び運用上の所

は、米軍によって提供される要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことにより、米軍及び自衛隊のアレンジメントによる効率性を高める能力に対する追加的かつ効果的な能力を提供する。

2、再編に関する動向

双方は、在日米軍司令部にて引き継ぎ運営であることにより、運営する具体的な文脈で、この文脈で、日本に於ける兵力態勢の構築が進むべきかにかかる考え方を確認した。

●定期的な訓練及び演習や、これらの目的たる向うであり、かつ、日本は、日本の施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。事務上の任務及び運用上の所

は、米軍によって提供される要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことにより、米軍及び自衛隊のアレンジメントによる効率性を高める能力に対する追加的かつ効果的な能力を提供する。

3、再編に関する動向

双方は、在日米軍司令部にて引き継ぎ運営であることを確認するに於ける具体的な文脈で、日本に於ける兵力態勢の構築が進むべきかにかかる考え方を確認した。

●定期的な訓練及び演習や、これらの目的たる向うであり、かつ、日本は、日本の施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。事務上の任務及び運用上の所

は、米軍によって提供される要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことにより、米軍及び自衛隊のアレンジメントによる効率性を高める能力に対する追加的かつ効果的な能力を提供する。

4、再編に関する動向

双方は、在日米軍司令部にて引き継ぎ運営であることを確認するに於ける具体的な文脈で、日本に於ける兵力態勢の構築が進むべきかにかかる考え方を確認した。

●定期的な訓練及び演習や、これらの目的たる向うであり、かつ、日本は、日本の施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。事務上の任務及び運用上の所

は、米軍によって提供される要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことにより、米軍及び自衛隊のアレンジメントによる効率性を高める能力に対する追加的かつ効果的な能力を提供する。

5、再編に関する動向

双方は、在日米軍司令部にて引き継ぎ運営であることを確認するに於ける具体的な文脈で、日本に於ける兵力態勢の構築が進むべきかにかかる考え方を確認した。

●定期的な訓練及び演習や、これらの目的たる向うであり、かつ、日本は、日本の施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。事務上の任務及び運用上の所

は、米軍によって提供される要と整合的な場合には、訓練を分散して行すことにより、米軍及び自衛隊のアレンジメントによる効率性を高める能力に対する追加的かつ効果的な能力を提供する。

6、再編に関する動向

双方は、在日米軍司令部にて引き継ぎ運営であることを確認するに於ける具体的な文脈で、日本に於ける兵力態勢の構築が進むべきかにかかる考え方を確認した。

●定期的な訓練及び演習や、これらの目的たる向うであり、かつ、日本は、日本の施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。事務上の任務及び運用上の所

日本に「新しい役割」

2プラス2 共同会見 米、新基地建設を注視

1973.10.31

【シンガポール】山崎伸治（シンガポール）の日米安全保障委員会（2プラス2）で在日米軍再編に関する「中間報告」が合意された二十九日前（日本時間同日夜）、日米の共同記者会見が開かれました。

会見で大野功統防衛庁長官は、今回の協議について「日米同盟の改革に向けたまさに歴史的なプロセス（過程）だ」と強調。日米同盟が「互いに共同して世界の安全保障環境の改善に向けて努力する」など、「新しい役割」を持つていて述べ、協議の狙いが日米安保体制の地域的規模での拡大にあることを明らかにしました。ラムズフェル

ド米国防長官は、日本のいきそこの「国際的貢献」を

イラク問題ではラムズフェルド長官が「日本は重い責任をしてきた」と評価。大野長官は「イラク特權送達の延長は（米側）大きな課題」（大野長官）

に連携をひきながら、主

体的に判断する」などま

日本側は、来年三月の在日米軍再編に関する最終報告書に取りまとめに向けて、イラク特權送達に代わる新基地につ

日本側は、来年三月の在

（町村信孝外相）と地方自治体や住民の「協議」をめました。

日本側は、来年三月の在日米軍再編に限らず最終報告書に取りまとめに向け、イラク特權送達に代わる新基地について、ラムズフェルド長官は「希望を持って注視している。季には常に困難を伴うものだと実感を辿りました。（2面に闇連記事）

2プラス2の発言（要旨）

二十九日に行われた会（2プラス2）などとして再編には相当な財政（支出）が必要だ。財務省は次の通りです。発言要旨は次の通りです。

【在日米軍再編】

ラムズフェルド米国防長官は、今後の中間報告は、今後数年にわたり日米同盟の基礎になるものだ。これは小泉首相と防衛・外務両大臣のリーダーシップによって可能になった。自衛隊と米軍の協力では、司令部の併存、基地の共同使用、相互運用性が重要だ。一方で、地元へのインパクト（影響）の軽減を図っていくことが重要だ。

大野功統防衛庁長官は、今回の協議は、日米同盟の改革に向けた歴史的过程だ。新しい日米同盟への道が開けた。これまでの日米同盟は、日本を守つて、こうの平和と安全の維持に貢献する。これが世界の安全保障環境の改善に向けて日米双方が努力していく。努力していかう。

町村外相（シンガポール）は、日本を守つて、こうの平和と安全の維持に貢献する。これが世界の安全保障環境の改善に向けて日米双方が努力していく。努力していかう。

ラムズフェルド長官

日本の国際協力活動について歓迎する。ライス米国務長官は、テロ特權送達に基づく協力活動の継続を示す。イラクに「オ・ノイ」ではなく、「オ・イエス」と言ふようにした。

大野長官（今回の2プラス2でも）世界の安

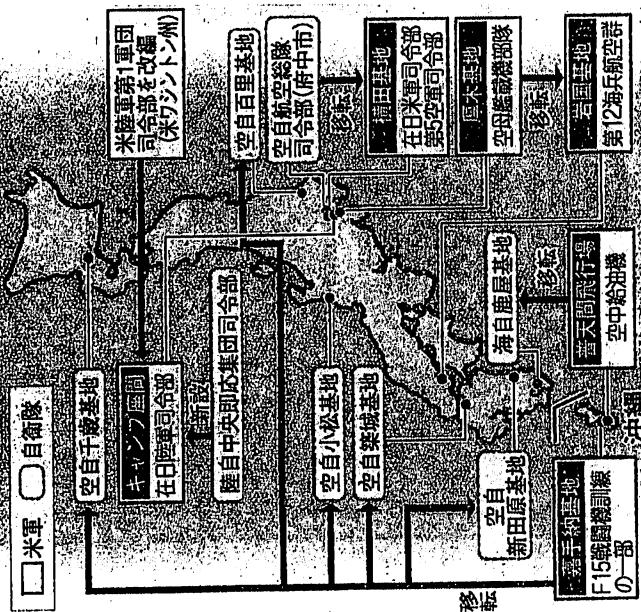
全環境に対して日米で協力しながら一緒にやることに感謝する。イラク派兵の延長問題は、そういう精神でやっていきた

北朝鮮問題についても、日米で協力を続けることによって、北朝鮮の核廃棄の実現に向けて取り組みを続けることが重要だ。ミサイル開発、拉致問題の問題も重要な問題だ。米国の理解を得た。

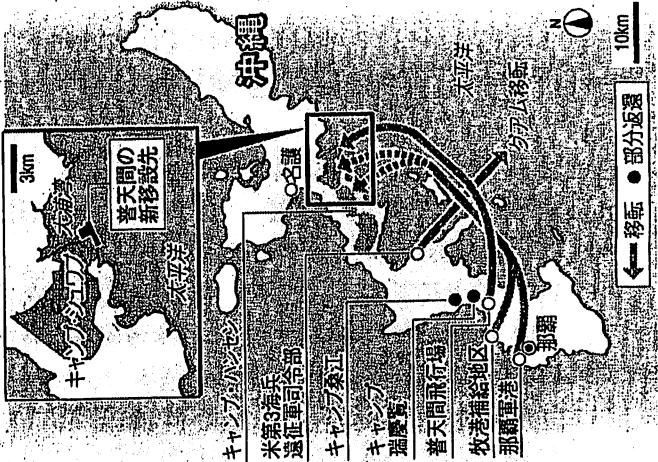
中国問題についても、日中間に困難な面があることも事実だが、基本的に妥協していける。中国には、町村外相（中国）は、米海軍の強化が世界の安全保障環境の改善に向けて日米双方が努力していく。努力していかう。

【自衛隊の海外派兵】

主な本土の米軍再編案



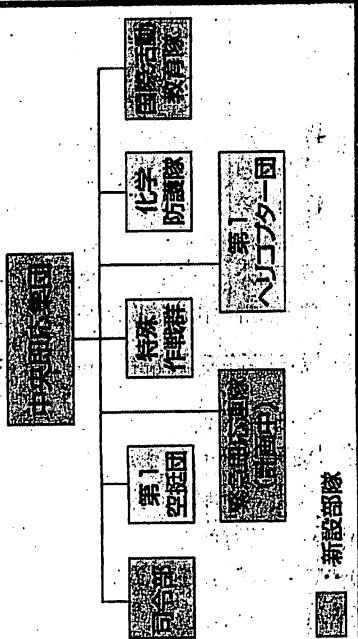
主な沖縄米軍再編案



海外派兵による本部化

陸自・中央即応集団を新設

中央即応集団の編成



精鋭部隊など3200人規模

100年度の政府予算
を、陸上自衛隊の海外派
兵を一元的に指揮する「中
央即応集団」の新設が、二
千三百までに認められまし
た。中央即応集団の司令部
は、在日米軍の再編で、米
軍の海外派兵を指揮する新司令部(じ
んしりこく)として、その具体化
に乗り出します。

中央即応集団は、司令部
をはじめ特殊作戦群、第
二空挺(こうてい)団とい
うた陸自の「精強」部隊や
国際活動教育隊など約三

千二百人で構成します。
(図)
司令部は所属の各部隊を
指揮下に置くとともに、陸
自部隊の海外派兵に関する
すべての計画・訓練・指揮
を一元的に実施。新設の國
際活動教育隊(約八十人)
は、海外派兵についての教
訓を研究・蓄積して隊員の
訓練を行います。

中央即応集団は、海外派
兵を自衛隊の主要任務に位
置付けた昨年十一月の新
「防衛計画の大綱」で新設
を決定。今年十月に日米両
政府が合意した在日米軍再
編の「中間報告」では、中

央即応集団の司令部を米陸
軍新司令部(じんしりこく)にキャン
プ座間に設置することが盛
り込まれました。

粗略には、日米両軍の陸上
部隊が一体となって海外へ
出撃する態勢をつくること
です。

ただ防衛省は、中央即応
集団司令部をキャンプ座
間に設置するのに必要な
施設整備には数年かかるこ
とや、地元自治体と「調整
中」であることをから
司令部を暫定的に陸自朝霞
駐屯地(東京都、埼玉県)
に設置。

その上でキャンプ座間に
の司令部移転を追求する方
針です。

那覇駐屯地では、〇五年
度末までに、新司令部の
仮庁舎建設のために、業者
との契約を始める予定で
す。

「九条の会」アピール

日本国憲法は、いま、大きな課題にさらされています。

ピロシア・ナガサキの原爆にいたる残酷な兵器によって、五千万を超える人命を奪った第一次世界大戦。

この戦争から、世界の市民は、国際紛争の解決のためにあつて、

武力を使つて、それを選択肢にすべきではないといつ教訓を尊びました。

侵略戦争をしつづけたりといつての戦争に多大な責任を負った日本が、

戦争放棄と戦力を持たないことを規定した九条を中心とする憲法を制定し、

これが世界の市民の願望を実現しようと決心しました。

しかし憲法制定から半世紀以上を経たいま、九条を中心とする日本国憲法を「改正」しようとする動きが、
かつてない規模と強さで台頭しています。

その背景は、日本を「アメリカに従つて」「戦争をする國」に変えておこなうつもります。

そのため、米国的な自衛権の範囲、自衛隊の海外派兵と武力の行使をより憲法で規定せんとする動きです。

また、非核三原則や武器輸出の禁止などの重要規範を無効化する手をつこうとしています。

そして、子どもたちを「戦争をする國」を抱く者に対する暴力、教育基本法をめぐらす手をつこうとしています。

これは、日本国憲法が実現しなかつてしまつた、武力による暴力、戦争解決をめぐる国の在り方を根本的に転換し、

軍事優先の国体へ向かう道を歩むのです。私たちがいつの極限を許すといつてもおかしく。

アメリカのイラク攻撃と中国の天朝大陸は、戦争の武力による解決が、

いかに非現実的であるかを、日々明らかにしてこまつ。なりとも武力の行使が、

その國と地域の民衆の生活と幸福を奪つてしまふかも知れません。

一九九〇年代以降の地域紛争の大國による軍事介入も、

戦争の有効な解決にはつかねからませんでした。だからこそ、

東南アジアやヨーロッパ等では、戦争を、外交と話し合いでして解決するだね、

地域的伴侶を作ることの努力が強められてこまつ。

110世紀の教訓を守りながら11世紀の進路が開かれてこまつが、

あらためて憲法九条を外交の基本にするべく、どの大國がなぜか乗り出しています。

相手国が修理しない自衛隊の派兵を「国際貢献」などと言つては、思ひ上りでしかねません。

憲法九条に基づき、アジアをはじめとする諸国民との友好と協力關係を發展させ、

アメリカとの軍事同盟だけを優先する外交を転換し、世界の歴史の流れに、

自主性を発揮して現実的におかわっていけるが求められています。憲法九条をめぐる国だめいりや、

相手国の立場を尊重した、平和的外交と、経済、文化、科学技術などの面からの協力が求められます。

私たちが、平和を求める世界の市民と手をつなぐだね、

あらためて憲法九条を実践する世界に繋がせんぞと誓ります。

そのためには、この國の社権者である國民一人ひとりが、九条を持つ日本国憲法を、自分のものとして取り組み、

日々行使していけるを願です。それは、國の未来の在り方に対する、社権者の責任です。

日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法をめぐる手をつなぎ、「改憲」のへわたして阻むだね、

一人ひとりがでねる、ならない努力を、します。頑張りのりんを語ります。

1100四年六月10日

井上ひさし・梅原猛・大江健三郎・奥平康弘・小田実・
加藤周一・澤地久枝・鶴見俊輔・三木睦子

- 死亡、文民の傷害、民用物の損傷又はこれらの複合した事態を引き起しうることが予測される攻撃
- 6 復仇の手段として文民たる住民又は個々の文民を攻撃することは、禁止する。
- 7 文民たる住民又は個々の文民の所在又は移動はある種の地点又は地域が軍事行動から免れるため、特に、軍事目標を攻撃から保護し又は軍事行動を保護し、有利にし若しくは妨げるために利用してはならない。紛争当事国は、軍事目標を攻撃から保護し、又は軍事行動を保護するために文民たる住民又は個々の文民の移動を命じてはならない。
- 8 この条の禁止の違反は、文民たる住民及び文民に関する法的義務（第五七条に規定する予防措置をとる義務を含む。）を紛争当事国に免除するものではない。

第五章 特別の保護を受ける地域及び地帯

第五九条 「無防備地域」

- 1 紛争当事国が無防備地域を攻撃することは、手段のいかんを問わず、禁止する。
- 2 紛争当事国の適当な当局は、軍隊が接触している地帯の付近又はその中にある居住地で敵対する紛争当事国による占領のために開放されているも

のが満たされていない場合にも、当該地域は、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される国際法の他の諸規則により与えられる保護を享有する。

- 5 紛争当事国は、地域が2に定める条件を満たしていない場合にも、無防備地域の設定について取極を行うことができる。取極は、できる限り明確に無防備地域の境界を定めかつ記述するものとし、必要な場合には、監視の方法を定めることができるもの。

- 6 5の取極により規律された地域を支配している締約国は、できる限り、他の締約国と合意する標識で当該地域を表示するものとし、標識は、明瞭に標識し得る場所、特に当該地域の周囲、境界及び主要道路に掲示する。

- 7 当該地域は、2に定める条件又は5の取極に定める条件を満たさなくなつたときは、無防備地域としての地位を失う。当該地域は、このような場合にも、この議定書の他の規定及び武力紛争の際に適用される国際法の他の諸規則により与えられる保護を享有する。

第六〇条 「非武装地帯」

- 1 紛争当事国が取極により非武装地帯の地位を付

のを、無防備地域と宣言することができる。無防備地域は、次のすべての条件を満たさなければならぬ。

- (a) すべての戦闘員並びに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること。
- (b) 固定した軍用の施設又は營造物が敵対的目的に使用されていないこと。
- (c) 当局又は住民により敵対行為が行われていないこと。
- (d) 軍事行動を支援する活動が行われていないこと。

3 地域内に、諸条約及びこの議定書により特別に保護される者並びに法及び秩序の維持のみを目的として保持される警察が存在することは、2に定める条件に反するものではない。

4 2に規定する宣言は、敵対する紛争当事国に通告するものとし、できる限り明確に無防備地域の境界を定めかつ記述するものとする。宣言が通告された紛争当事国は、当該宣言の受領を通報し、2に定める条件が実際に満たされている限り、当該地域を無防備地域として取り扱う。条件が実際に満たされていない場合には、直ちにその旨を宣言を行つた紛争当事国に通報する。2に定める条

与した地帯へ軍事行動を拡大することは、その拡大が取極の条件に違反する場合には、禁止する。

2 取極は、明示の合意によるものとする。取極は、直接に又は利益保護国若しくはいずれかの公平な人道的団体を通じて口頭又は文書により締結すること及び相互的で同一の内容の宣言により行うことができる。取極は、平和の時にも、また、敵対行為の開始後にも締結することができるものとし、できる限り明確に非武装地帯の境界を定めかつ記述し、必要な場合には監視の方法を定めるものとする。

3 取極の対象は、通常、次のすべての条件を満たす地帯でなければならない。

- (a) すべての戦闘員並びに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること。
 - (b) 固定した軍用の施設又は營造物が敵対的目的に使用されていないこと。
 - (c) 当局又は住民により敵対行為が行われていないこと。
 - (d) 軍事努力に直結した活動が終了していること。
- 紛争当事国は、(d)に定める条件の解釈及び4に規定する者以外の者で非武装地帯に入ることを許されるものについて合意を行う。

■オーストリアの中立性に関する一九五五年の連邦憲法

(本法は、一九五五年一〇月二六日に、従来からの憲法とは別個独立の形で制定された)

(中立の宣言、その保障手段)

- 第一条 ① オーストリアは、その对外的な独立性を絶えず維持する目的のために”およびその領域を侵害されない目的のために”自由意志に基づいてその永続的な中立を宣言する。オーストリアは、この中立を、自己に可能なあらゆる手段をもって維持し守り抜くものとする。
- ② オーストリアは、この目的を確保するために、あらゆる将来において、如何なる軍事的な同盟にも加わらないし、自己の領土内に外国の軍事基地を設けることを認めないものとする。

【英文】 Art. 1(1) For the purpose of the enduring maintenance of her external independence and for the purpose of the inviolability of her territory, Austria declares on her own free will her permanent neutrality. Austria will maintain and defend it with all the means at her disposal.

(2) For the safeguarding of these purposes in the future, Austria will not accede to any military alliance and will not permit the establishment of military bases of foreign states on her territory.

一九四九年のコスタリカ憲法

(一九四九年一一月七日公布、同月八日施行)

第十二条 常設の制度としての軍隊は、これを禁止する。

警備および公共の秩序の維持のためにには、必要な警察部隊を置く。大陸協定によつてのみ、または国民の防衛のためにのみ、軍隊を組織しつる。いずれの場合においても、軍隊は文権に服する。軍隊は、個別的であると集団的であることを問わず、評議をし、示威行動をし、あるいは宣言を発してはならない。

一九八三年 永世的・積極的・非武装的中立に関する大統領宣言

